

米沢市指名停止情報

業 者 名 (本社所在地)	株式会社トーニチコンサルタント (東京都渋谷区本町1-13-3)
指名停止期間	令和8年1月30日から令和8年4月29日まで 3月間
指名停止事由	指名停止基準第12号（独占禁止法違反行為）
指名停止該当業種	測量・建設コンサルタント業務